

徳島県情報公開審査会答申第233号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年8月27日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「農林水産政策課〇〇〇〇氏が現在取得している長期休暇に関する書類（全部）出勤簿等伺い含む。人事課 農林水産政策課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年9月10日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち人事課が所管するものについて「農林水産政策課〇〇〇〇氏が現在取得している長期休暇に関する書類」については、「存否を答えること自体が個人の休暇取得の状況を明らかにすることになり、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年9月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和元年11月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求文書の全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

あるべき書類を公にすることを拒否している。本来、職員の休暇種別については公にするべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1号において、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては公開しない（非公開情報）」とされているが、同条第1号ハにより「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は非公開情報から除外することとされる。

職務に従事しなかったことそれ自体は、職務遂行に係る情報としての一面があると認められるが、個々の職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報までもが職務遂行に係る情報であるとは認められない。

また、個々の職員の休暇の種別に係る公文書の存否を答えること自体がその取得状況を明らかにすることとなる。

以上により、本件請求については、条例第8条第1号に該当するため、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年11月25日	諮問
令和4年8月2日	審議（第196回審査会）
同 年 9 月 2 6 日	審議（第198回審査会）
同 年 1 0 月 2 4 日	審議（第199回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求について

審査請求人は、本件請求において、特定の職員の長期休暇の取得状況が分かる書類（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めているところ、実施機関（人事課）は、本件対象文書の存否を答えることは、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなるため、その文書の存否を答えることはできないとして、本件処分を行った。

以下、本件対象文書の存否を答えることなく行った本件処分の妥当性について検討

する。

2 存否応答拒否について

本件請求は農林水産政策課の特定の職員を示して行われていることから、本件対象文書の存否を明らかにすることは、当該職員が長期休暇を取得しているか否かという事実（以下「本件存否情報」）を明らかにするものと認められる。

休暇については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和40年7月19日徳島県条例第20号。以下「規則」という。）において年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び無給休暇と定められている。長期休暇については定められていないが、一般に長期休暇とは病気休暇、介護休暇及び育児休業が考えられるため本件対象文書の存否を明らかにすれば、これらいずれかの休暇を取得していることが推測される。

休暇の種別、その原因又は内容及び取得状況を示す情報は、職務とは直接かかわりのない事柄であり、職員個人の私事に関する情報を含むものと認められ、本件存否情報は、条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当する。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、条例第8条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないとすることは相当である。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が条例第8条第1号の規定する非公開情報に該当するとして、条例第11条に規定する公文書の存否を明らかにしない決定を行ったことは妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	